

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安芸市長

公表日

令和6年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当または特例給付の受給資格及びその額の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払いの児童手当または特例給付に係る事務及び届出に係る事務を行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・児童手当または特例給付の認定請求、額改定請求に係る事務 ・未払いの児童手当または特例給付に係る事務
③システムの名称	児童手当システム、宛名連携システム、番号連携サーバー中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項、別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (情報照会) ・主務省令第2条の表106、107の項 (情報提供) 主務省令第2条の表 42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	安芸市役所福祉事務所 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1009

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月6日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月6日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、取得したマイナンバーは施錠できる書棚に保管しており、子ども子育て支援システムへの入力は行っていない。

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認行ったうえで実施している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	所長 山崎 明仁	所長 山崎 美佳	事後	人事異動
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	所長 山崎 美佳	所長	事後	様式変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	II-1	2019/4/1	2020/11/6	事後	計数の時点変更
令和2年11月6日	II-2	2019/4/1	2020/11/6	事後	計数の時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号及び別表第2の74、75の項	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号及び別表第2の74、75の項	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和5年6月22日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(電話番号)0887-35-1009	(電話番号)0887-37-9452	事後	
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(住所)〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年9月24日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項、別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	番号法の改正による変更
令和6年9月24日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号及び別表第2の74、75の項 (情報提供) ・第19条第8号及び別表第2の26、30、87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(情報照会) ・主務省令第2条の表106、107の項 (情報提供) 主務省令第2条の表42、125、141、161の項	事後	番号法の改正による変更
令和6年11月1日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV8 判断の根拠	記載無し	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確性確認を行っている。また、取得したマイナンバーは施錠できる書棚に保管しており、子ども育て支援システムへの入力は行っていない。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV11 当該対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV11 判断の根拠	記載無し	特定個人情報と密接な関連がある書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったうえで実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加